

広島県告示第二百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十四年広島県告示第三百十号で認可した広島圏都市計画下水道事業（広島平和記念都市建設事業）広島公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十五年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画下水道事業（広島平和記念都市建設事業） 広島公共下水道

三 事業施行期間

昭和二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

平成二十四年広島県告示第三百十号の事業地のうち、広島市南区楠那町、西区己斐西町、古江上二丁目、安佐南区山本新町三丁目、山本新町五丁目、山本町、安佐北区亀山八丁目、亀山九丁目、佐伯区五日市町及び河内南一丁目において事業地を変更し、同告示の事業地に安佐南区山本新町四丁目を加える。